



中之島風情 大阪の中心を、とうとうと流れる堂島川・土佐堀川。中央公会堂や市役所などを包み込んで流れている。なにわ八百八橋の架かる川は、途方もない時をかけて人の営みを見守って来た。時代は、昔の橋を打ち壊し、立派な高速道路に変えていく。その変革のなかに失ってはならない人々の心までも、変えてしまう悲しい事柄に気づかされる。人間の叡知は、使い方を間違えないように心しなければならぬ。美しい日本、その姿と精神性を備えた私たちの日本を、何としても子孫に伝えて行きたいものだ。(OMM21Fより15年ぶりに再撮影)

フォト エッセー 藤本 俊一 (APA.JPS)

- 離婚時の厚生年金の分割制度について
 - 国民年金の届出はお済みですか
 - 学生納付特例期間中の国民年金保険料の追納について
 - 協会けんぽからのお知らせ
 - インターネットサービス「ねんきんネット」ぜひご利用ください!!
- ・協会けんぽの平成22年度決算見込み(医療分) ・協会けんぽの平成22年度事業報告書について ・海外で診療を受けたとき「海外療養費」のご案内

職場内で回覧しましょう

離婚時の厚生年金の分割制度について

離婚等をしたときに、厚生年金の標準報酬（標準報酬月額および標準賞与額）を当事者間で分割することができる制度です。この年金分割制度は、離婚時の厚生年金の分割制度〔合意分割制度〕と、離婚時の国民年金第3号被保険者期間についての厚生年金の分割制度〔3号分割制度〕があります。

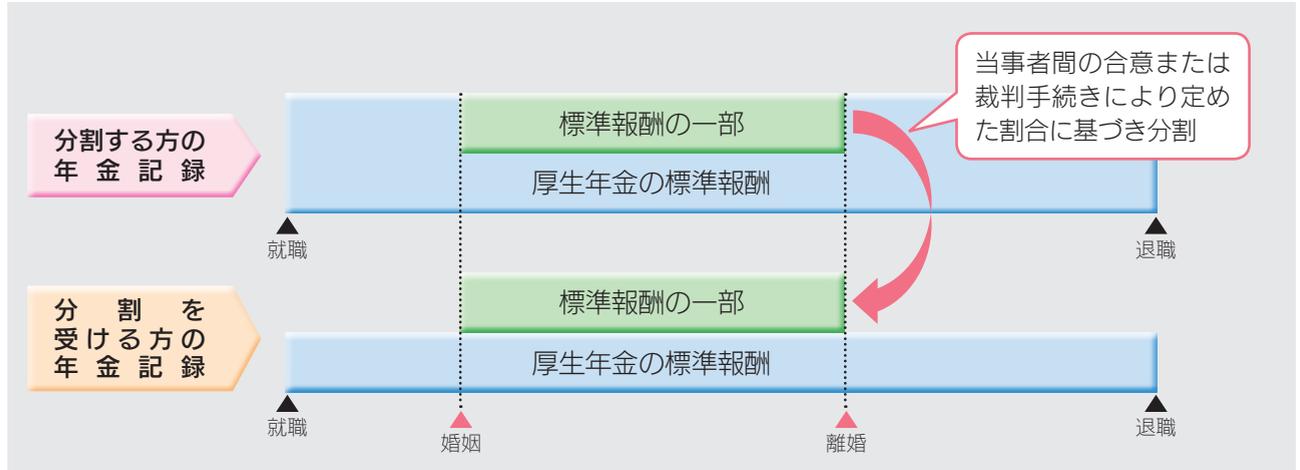
1 合意分割制度

次の条件に該当した場合に、当事者からの請求により厚生年金の標準報酬を当事者間で分割することができる制度です。

- 平成19年4月1日以降に離婚した場合や事実婚関係を解消した場合など。
- 当事者間の合意や裁判手続きにより年金分割の割合を定めたこと。
- 請求期限（原則として離婚から2年以内）を経過していないこと。

この制度により分割される標準報酬は、離婚等をしたときはその「婚姻期間中の当事者の厚生年金の標準報酬」に限られます（事実婚関係にあった方の場合は、その「事実婚関係にあった間の国民年金第3号被保険者期間中の当事者の厚生年金の標準報酬」です）。

按分割合は、当事者双方の標準報酬の総額合計の2分の1までとなります。標準報酬の総額が多い方から少ない方へのみ分割が可能です。

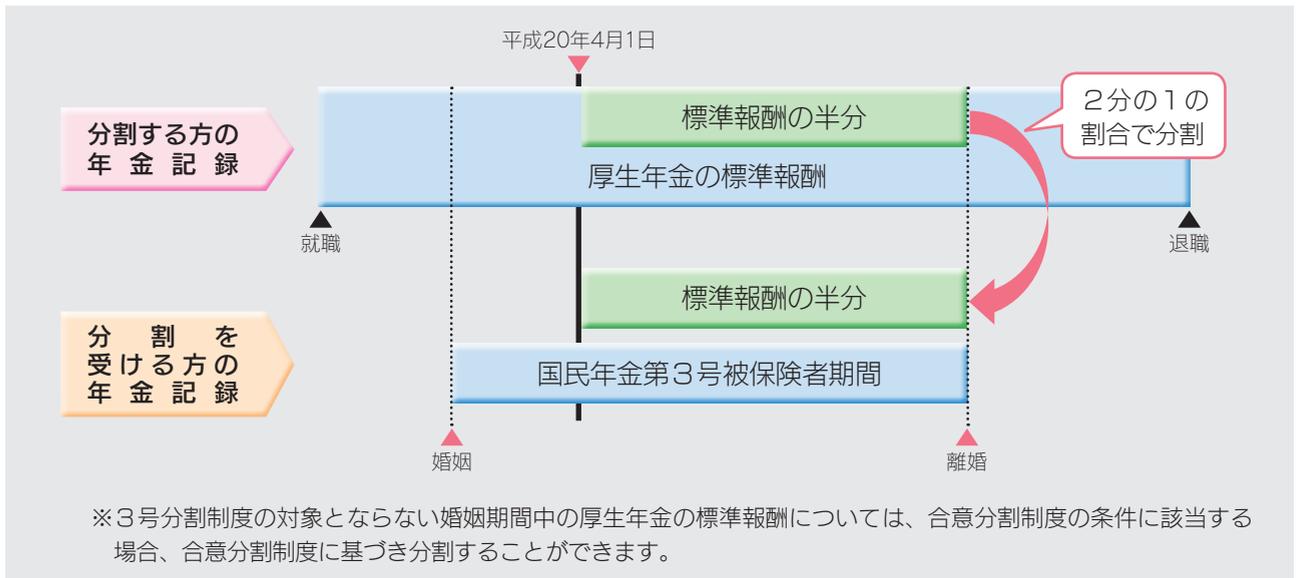


2 3号分割制度

次の条件に該当した場合に、国民年金第3号被保険者であった方からの請求により、平成20年4月1日以後の相手方の厚生年金の標準報酬を2分の1ずつ、当事者間で分割することができる制度です。

- 平成20年5月1日以後に離婚した場合など。
- 平成20年4月1日以後に国民年金第3号被保険者期間があること。
- 請求期限（原則として離婚から2年以内）を経過していないこと。

この制度で分割される標準報酬は、「平成20年4月1日以後の国民年金第3号被保険者期間中の相手方の厚生年金の標準報酬」に限られます。



3 合意分割制度と3号分割制度の相違点

合意分割制度と3号分割制度の主な相違点は、次のとおりです。

	合意分割制度	3号分割制度
制度の開始時期	平成19年4月1日	平成20年4月1日
分割の対象となる離婚等	平成19年4月1日以後に ①離婚した場合 ②婚姻の取り消しをした場合 ③事実婚の解消をしたと認められた場合	平成20年5月1日以後に ①離婚した場合 ②婚姻の取り消しをした場合 ③事実婚の解消をしたと認められた場合 ④離婚の届出をしていないが、事実上離婚したと同様の事情にあると認められた場合
分割される対象	婚姻期間中の厚生年金の標準報酬	婚姻期間のうち、平成20年4月1日以後の当事者の一方が国民年金第3号被保険者期間中の相手方の厚生年金の標準報酬
分割の方法	婚姻期間中の厚生年金の標準報酬が多い方から少ない方に対して標準報酬を分割	国民年金第3号被保険者期間中に厚生年金の被保険者であった方から、第3号被保険者であった方に対して標準報酬を分割
分割の割合	当事者間の合意または裁判手続きにより定められた年金分割の割合 (両者の標準報酬総額の2分の1まで)	2分の1の割合 (固定)
手続きの方法	当事者の一方による請求	被扶養配偶者として国民年金第3号被保険者であった方による請求

手続き等の詳細は、日本年金機構のホームページに掲載されておりますので、ご覧ください

国民年金の届出はお済みですか



このような場合は国民年金の加入手続きを

日本国内にお住まいの20～60歳の方は、いずれかの年金制度に加入することが必要です。退職などにより厚生年金・共済年金の加入でなくなった場合は、「国民年金第1号被保険者」への加入手続きが必要です。

また扶養されていた配偶者（国民年金第3号被保険者）の場合も同様に、「国民年金第1号被保険者」への切り替えの手続きが必要です。

切り替えの手続きは、お住まいの市町村役場、国民年金担当窓口にて行ってください。

届出が必要と思われる方には日本年金機構から「勸奨状」を送付し、手続きのご案内をしております

下記のような、国民年金への切り替え手続きが必要と思われる場合「国民年金適用勸奨状」を送付しております。

- ・厚生年金・共済年金の資格喪失後、一定期間経過しても国民年金加入が確認されていない。
- ・配偶者が厚生年金・共済年金の資格を喪失している場合や、配偶者の扶養から外れた場合で国民年金第3号被保険者のままとされている。
- ・厚生年金の資格喪失後、期間をおいて再び厚生年金に加入している（国民年金に加入すべき期間がある）など。

ご注意ください

国民年金未加入の場合、将来の老齢基礎年金額に反映されず、また障害や死亡といった不慮の事態が生じた場合に、年金を受け取ることができなくなる場合があります。

学生納付特例期間中の国民年金保険料の追納について



大学、短期大学、専修学校等の在学期間中の国民年金保険料の納付について、学生納付特例制度をご活用されている方は、将来受け取る年金額を増額するためにも保険料の追納をおすすめします。

学生納付特例制度とは、所得が少なく保険料を納めることが困難な20歳以上の学生の方が、将来年金を受け取ることができなくなることや、不慮の事故等により障害が残ってしまった場合に障害基礎年金を受け取れなくなること等を防止するため、本人の申請により保険料の納付が猶予される制度です。

学生納付特例が承認された期間については、将来受ける年金の受給資格期間に算入されますが、年金額には反映されません。そこで、学生納付特例が承認された期間の保険料については、10年以内であれば古い期間から順に納付が可能です。

ただし、承認を受けた年度の翌年度から起算して3年度目以降に保険料を追納する場合は、当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乘せされます。

平成23年度に追納する場合の保険料額（月額）

年 度	追納額（月額）
平成13年度の月分	15,350円
平成14年度の月分	14,760円
平成15年度の月分	14,540円
平成16年度の月分	14,340円
平成17年度の月分	14,380円
平成18年度の月分	14,440円
平成19年度の月分	14,470円
平成20年度の月分	14,580円
平成21年度の月分	14,660円
平成22年度の月分	15,100円

平成23年度中に追納する場合の加算額を含めた追納額は上の表のとおりになります。

保険料の追納には、納付書が必要です。納付書の発行は申し込みが必要になりますので、お住まいを管轄する年金事務所までお問い合わせください。

くわしくは、管轄の年金事務所にお問い合わせください

協会けんぽからのお知らせ

協会けんぽの平成22年度決算見込み(医療分)

～厳しい財政状況続く、累積639億円の赤字～

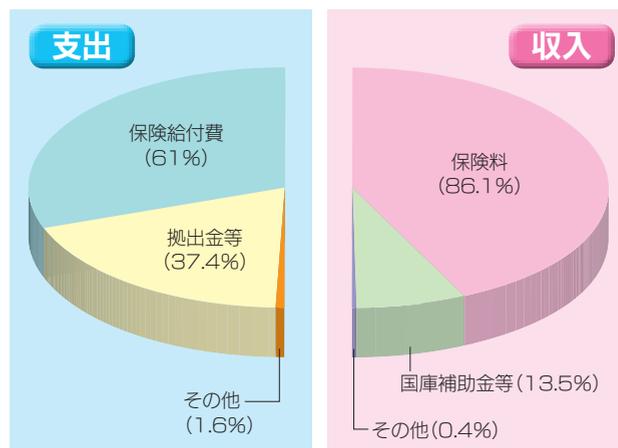
協会けんぽの21年度末の累積赤字は3,179億円で、借入を行いながら24年度末までに解消する方針です。皆さまから納めていただいた保険料などの収入と皆さまへの医療サービスや高齢者医療への拠出金などの支出の収支差を赤字償還に充てることにより、22年度末の累積赤字は639億円に減りました。

協会けんぽとしては、震災による影響や医療費の動向など、引き続き厳しい財政運営が予想されますが、医療費適正化および業務改革に取り組み、財政再建に努めてまいります。

(単位：億円)

国の会計ベースによる収支状況		決算見込み
収 入	保険料 ①	67,343
	国庫補助金等 ②	10,543
	その他	286
	計	78,172
支 出	保険給付費 ③	46,099
	拠出金等 ④	28,283
	その他(業務経費・一般管理費等)	1,250
	計	75,632
単年度収支差		2,540
準備金残高(累積赤字)		▲639

決算の詳細内容は、協会けんぽのホームページに掲載しております。



①保険料

収入の86.1%を占める保険料は、加入者の皆さまの給与水準（標準報酬月額）をもとに決められます。給与水準は前年度比▲1.4%となり、下落傾向に歯止めがかかりませんでした。

②国庫補助金等

収入の13.5%を占める国庫補助金等は、加入者の皆さまが医療を受けた際に協会けんぽ（健康保険）から医療機関に支払われる医療費などに対する国からの補助金です。

かねてより、健康保険法での上限20%への引き上げを、国および関係方面に要請を行っているところです。

③保険給付費

支出の61%を占める保険給付費は、協会けんぽから医療機関に支払われる医療費や加入者の皆さまが病気などで会社を休まれたときの給付金、出産時の一時金などです。加入者1人当たりの平均保険給付費は前年度比3.3%増となりました。

④拠出金等

支出の37.4%を占める拠出金等は、高齢者の方の医療費をまかなうために後期高齢者医療広域連合（75歳以上の方が加入する保険）などへ支出されるものです。

協会けんぽでは、皆さまの健康水準の向上と良質で効率的な医療サービスを受けていただけるようにするとともに、今後の保険料率の上昇を抑えていくための取り組みを進めています。



お問い合わせ先

全国健康保険協会(協会けんぽ)大阪支部

協会けんぽ

検索

電話 06-6201-7070 (自動音声案内) おかけ間違いにご注意ください

受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで(土・日・祝日・年末年始を除く)
〒541-8549 大阪市中央区平野町2-3-7 アーバンエース北浜ビル

協会けんぽからのお知らせ

協会けんぽの平成22年度事業報告書について

加入者、医療費の状況

- ▶ 加入者数は、22年度末現在で約3,500万人となっており、前年度末に比べて約1.7万人増加しています。
- ▶ 被保険者（加入者ご本人）1人当たりの平均標準報酬月額（給与）は、22年度末現在で約27.6万円であり、前年度末に比べ0.2%減となっています。
- ▶ 22年度の加入者1人当たりの医療給付費は11万6,555円で前年度に比べて3.6%増となっています。

ジェネリック医薬品の使用促進

- ▶ ジェネリック医薬品に切り替えた場合の自己負担分の軽減額を通知しました。
- ▶ 22年1月から6月にかけて、約145万人の加入者へ通知し、26%にあたる約38万人の方にジェネリック医薬品に切り替えていただきました。これにより年間約70億円程度の医療費の軽減効果が得られました。
- ▶ この成果を踏まえ、22年11月から23年1月にかけて、約55万人の加入者へ通知し、さらに年間約17億円程度の医療費の軽減効果が得られました。

サービス向上のための取り組み

- ▶ お客様満足度調査を21年度に引き続き実施し、「窓口サービス全体としての満足度」など5項目の指標がいずれも向上しました。
- ▶ 健康保険給付の受付から振込みまで所要日数の目標を10営業日に設定しており、達成率は96.9%で平均所要日が8.13日となっています。
- ▶ 健康保険事業に関する広報や相談等を推進するため、事業所における健康保険委員の委嘱を進め、23年3月末現在で65,915名（昨年同月比7,923人増）となっています。

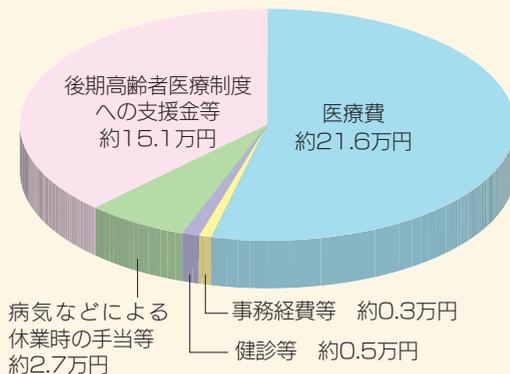
特定健康診査・特定保健指導

- ▶ 20年度から40歳以上の加入者に対する特定健診・特定保健指導が医療保険者に義務付けられ、国から達成目標が示されています。この目標の達成に向けて、特定健診等を推進しています。
- ▶ 22年度の40歳以上の被保険者（加入者ご本人）の健診実施率は40.9%（速報値）となっており、前年度と比較して2.6%の増となりました。
- ▶ 22年度の被保険者（加入者ご本人）に対する特定保健指導の実績は初回面談が約14万人、6カ月後の評価実施が約6万1千件となっています。実施率は6.2%と前年度と比較して1.4%の増となりました。

※22年度の事業報告書について、くわしくは協会けんぽのホームページをご覧ください。お問い合わせいただきますよう、お願いいたします。

加入者の皆さまの保険料は、このように使われています

被保険者（加入者ご本人）1人当たりに換算すると保険料と国庫補助は、以下のような使途に充てられています。



※保険料のほか国庫補助等により約5.8万円が給付に充てられています。
平成23年度予算ベース

協会けんぽからのお知らせ

海外で診療を受けたとき
「海外療養費」のご案内

海外療養費とは

健康保険では、海外滞在中の病気やけがに対しても、保険の給付が行われます（業務上や通勤途上のけが等を除く）。この「海外療養費」制度は海外旅行中や、海外赴任中など、やむを得ない事情で日本の保険医療機関で保険診療を受けることができず、自費で受診したときなど、保険診療を受けることが困難であると保険者（保険証の発行元）が認めた場合に支給されます。

治療目的で海外に渡航し海外の医療機関で診療を受けた場合などは、海外療養費は支給されませんのでご注意ください。

● 海外療養費として支給が受けられるのは、その治療が日本国内の保険診療として認められる治療である場合であり、次のような場合は除かれます。

- ◆ 美容整形手術
- ◆ 自然分娩および産前産後の検診
- ◆ 検診（健康診断、新生児検診、子宮がん検診等）
- ◆ 保険の効かない診療、差額ベッド代など
- ◆ 健康保険適用外の材料（セラミック、ポーセレン、ゴールドなど）を使用した歯の治療費
- ◆ 歯列矯正やインプラント義歯治療 など



支給額の計算方法

海外療養費の支給額は「健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法」に基づき、国内で療養の給付を受けたとすればどれだけの費用かを算出し、その算出額から一部負担すべき額を差し引いた額が支給されます。なお、支払った額が前記により算定した額を下回る場合は、現に支払った額により算出します。

ご注意

海外では自由診療となるため、国ごと、医療機関ごとに治療費が異なり、高額になることも多く、日本での算定金額とかなり差が出る場合も多く見受けられます。海外への長期出張等が予定されている場合は、歯の治療の場合など、必要な治療を受けてから海外に行かれることをお勧めいたします。

申請手続き方法

海外療養費の請求は療養費支給申請書に、診療内容明細書（様式A）、領収明細書（様式B）、【歯科の場合はさらに歯科診療内容明細書（様式C）】、領収書（すべて原本が必要になります）を添付し、協会けんぽへご申請ください。外国語で作成されている場合には必ず日本語の翻訳文を添付し、翻訳文には翻訳者の氏名、住所を記入してください。

様式A、B、Cについては、治療を受けた医師に記入してもらう必要がありますが、医療機関の発行する様式で、診療内容の明細、領収明細等が確認できる場合は、別様式でも可能です。また、薬の明細等、他に医療機関から発行されている書類があれば、参考にご添付ください。申請期限は治療費を支払った日の翌日から2年間となります。

お問い合わせ先

全国健康保険協会（協会けんぽ）大阪支部 <http://www.kyoukaikenpo.or.jp/>

電話 06-6201-7070（自動音声案内） おかけ間違いにご注意ください

受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで（土・日・祝日・年末年始を除く）

〒541-8549 大阪市中央区平野町2-3-7 アーバンエース北浜ビル

インターネットサービス 『ねんきんネット』

ぜひご利用ください!!



『ねんきんネット』ってなに？

「ねんきんネット」とは、年金加入者や受給者の方が、いつでもご自身の年金加入記録をインターネットで確認することができるサービスです。国民年金や厚生年金保険などの加入状況が一覧で確認でき、年金に加入されていない期間や標準報酬月額の変動などの記録がわかりやすく表示されています。
※旧法による年金受給者および共済年金加入中の方は、ご利用いただけませんのでご了承ください。



どんなことができるの？

- **いつでも、最新の年金記録が確認できます！**
24時間いつでも、「ねんきん定期便」よりも新しい年金記録を確認できます。今後、「ねんきん定期便」をインターネットでお受け取りいただくことも検討しています。
- **記録の「もれ」や「誤り」の発見が容易になります！**
年金に加入されていない期間、標準報酬月額の変動など、ご確認いただきたい記録が、わかりやすく表示されています。
- **「私の履歴整理表」で記録の確認が容易になります！**
画面の指示にしたがって、「私の履歴整理表」がご自宅で簡単に作成でき、年金記録の確認に役立ちます。
- **将来の年金額が試算できます！（平成23年秋以降予定）**
「年金を受け取りながら働き続けた場合の年金額は？」といった、知りたい情報をご自宅でご覧になれるような機能を、平成23年秋以降どんどん追加していく予定です。



インターネットが使えない人はどうするの？

インターネットのご利用の難しい方は、年金事務所の窓口でも年金記録をご確認いただけます。（ご本人であることが確認できる証明等を窓口で提示していただく必要があります）

登録はこちら!!

「ねんきんネット」で検索

ねんきんネット

検索

(<https://www3.idpass-net.nenkin.go.jp/neko/>)
をご覧ください。

「ねんきんネット」についてのお問い合わせは
「ねんきん定期便・ねんきんネット専用ダイヤル」

0570-058-555へ

IP電話・PHSからは「03-6700-1144」へ

【受付時間】 月～金曜日：午前9：00～午後8：00まで
第2土曜日：午前9：00～午後5：00まで

「ねんきんネット」表示画面のイメージ

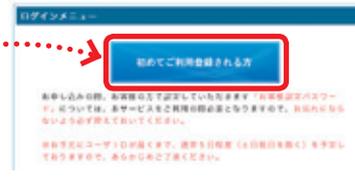


「ねんきんネット」申し込み手順

1. 日本年金機構ホームページにアクセス



日本年金機構 (URL:<http://www.nenkin.go.jp/>) のホームページにアクセスしていただき、画面右側の「ねんきんネット」ボタンをクリックします。



「ログインメニュー」が表示されますので、「初めてご利用登録される方」ボタンをクリックします。

2. 「ねんきんネット」サービス ご利用登録

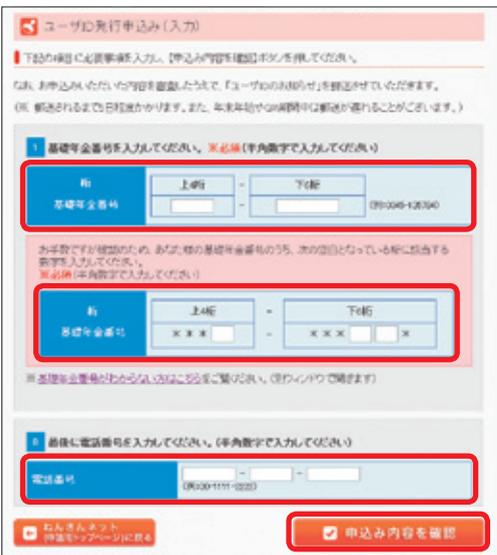


上記画面(ねんきんネット サービスページ)が表示されますので「ご利用登録(アクセスキーをお持ちでない方)」ボタンをクリックします。

「アクセスキー(※)」をお持ちの方は、「ご利用登録(アクセスキーをお持ちの方)」ボタンをクリックして登録画面に進んでください。

※「アクセスキー」は、平成23年4月以降に被保険者に発行される平成23年度の「ねんきん定期便」や、平成23年3月以降に受給者に送付される「ねんきんネットのお知らせ」に記載されている17桁の番号です。

3. ユーザID 発行申込みの情報入力



上記画面が表示されますので、必要な情報(基礎年金番号、氏名、ご住所等)を入力し画面下の「申込み内容を確認」ボタンをクリックします。

クリック後は確認画面が表示され、画面の指示にしたがい進めていくことで「ユーザID発行申込み(完了)」画面が表示されます。申込みから約5日程度で、「ユーザID」が郵送されます。



「ログインメニュー」から、「ご利用登録されている方」ボタンをクリックし、「ユーザID」および申込み時に設定していただいた「お客様設定パスワード」を入力し、ご利用ください。

※入力いただいた情報と、登録されている記録が一致しなかった場合は、IDが発行できませんので、「ねんきん定期便・ねんきんネット専用ダイヤル」またはお近くの年金事務所にお問い合わせください。

画面イメージは今後変更される場合があります。

お問い合わせは『ねんきん定期便・ねんきんネット専用ダイヤル』へ！

◆お問い合わせの際は、基礎年金番号をお知らせください◆

0570-058-555

(IP電話・PHSの場合) **03-6700-1144**

月～金曜日午前9時00分～午後8時00分、第2土曜日午前9時00分～午後5時00分
(祝日、12月29日から1月3日はご利用いただけません)

※ナビダイヤルの通話料金は、一般の固定電話からおかけになる場合、全国どこからでも市内料金でご利用いただけます。ただし、携帯電話の場合は、通常の通話料金がかかります。
※IP電話・PHS用電話の場合は、通常の通話料金がかかります。
※「0570」の最初の「0」を省略したり、市外局番をつけて間違い電話となっているケースが発生していますので、おかけ間違いにはご注意ください。